

〈参考〉

採取計画認可申請書 <記載例>

(様式第 19 号)

収入証紙
はりつけ欄()
消印をしないこと。

※整理番号	
※審査結果	
※受理年月日	年 月 日
※登録番号	

採 取 計 画 認 可 申 請 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

宮城県知事 〇〇〇 〇〇〇 殿

住 所 宮城県仙台市青葉区〇〇町△丁目▲▲番地□□
氏名又は名称及び法人にあ 株式会社 〇〇〇
っては、その代表者の氏名 代表取締役 ●●● ●●●
電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇〇
登録年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
登録番号 宮城県採石登録第 〇〇〇 号

採石法第 33 条の規定に基づき、次のとおり採取計画の認可を申請します。

1 岩石採取場の区域

採取場種別	所在地	実測面積	地目	備考
面積合計	〇〇市●●町△丁目▲▲番地□□, ■ ■, ◇◇, ◆◆	15,000m ²	山林, 畑	
採掘箇所	〇〇市●●町△丁目▲▲番地□□, ■ ■, ◇◇, ◆◆	9,000 m ²	山林, 畑	1
(破砕選別工場)	〇〇市●●町△丁目▲▲番地◇◇	(1,000 m ²)	山林	2 (採掘箇所 に含む)
(堆積場)	〇〇市●●町△丁目▲▲番地◆◆	(1,500 m ²)	山林	3 (採掘箇所 に含む)
(排水路)	〇〇市●●町△丁目▲▲番地□□, ■ ■	(500 m ²)	山林	4 (採掘箇所 に含む)
(沈砂池)	〇〇市●●町△丁目▲▲番地■ ■	(1,500 m ²)	山林	5 (採掘箇所 に含む)
(搬出入路)	〇〇市●●町△丁目▲▲番地□□	(500 m ²)	山林	6 (採掘箇所 に含む)
保全区域	〇〇市●●町△丁目▲▲番地◇◇, ◆ ◆	6,000m ²	山林	7

2 採取する岩石の種類及び数量

岩石の種類	年次別採取量 (上段: m ³ 下段: トン)					採取期間 合計
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
粘板岩 (碎石) 比重(2.5)	10,000	10,000				20,000
	25,000	25,000				50,000
廃土・廃石等 (風化岩石) 比重(1.5)	7,000	7,000				14,000
	10,500	10,500				21,000
廃土・廃石等 (場内盛土利用) 比重(1.5)	△2,000	△2,000				△4,000
	△3,000	△3,000				△6,000
合計	15,000	15,000				30,000
	32,500	32,500				65,000

※合計数量は、場内利用分を除くこと

3 採取期間

認可の日 から 2年間（新規認可申請）（〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日）

※全体事業計画

認可の日 から 20年間（うち今回申請は1年目から2年目まで 第1期）

4 岩石の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取場開設に当たって受けた他の行政庁の許認可及びその際の注意事項等について

① 森林法：該当あり（林地開発許可 申請中（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇地振林業振興部収受））

（変更または更新の申請の場合 以下同）

当初許可 〇〇年〇〇月〇〇日付け宮城県（〇〇）指令第〇〇〇号

→変更許可申請（今回）

② 農地法：該当あり（農地転用許可 申請中（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇農業委員会収受））

③ 自然公園法：該当あり

（普通地域内行為届出 提出済（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇地振林業振興部収受））

④ 自然環境保全条例：該当なし

⑤ 文化財保護法：該当なし

⑥ 大気汚染防止法：該当あり

（一般粉じん発生施設届出 提出済（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇保健所収受））

⑦ 水質汚濁防止法：該当なし

⑧ 土壌汚染対策法：該当あり（土地形質変更届出 提出済（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇保健所収受））

⑨ 騒音規制法：該当なし

⑩ 振動規制法：該当なし

⑪ 公害防止条例：該当なし

⑫ 労働安全衛生規則：該当あり（土石採取業に係る計画の届出 提出済

（〇〇年〇〇月〇〇日〇〇労基署収受））

⑬ ふるさと宮城の水循環保全条例：該当なし

⑭ 景観法：該当なし

⑮ その他（道路法（第24条、第26条）、都市計画法（開発許可、開発協議）等）：該当なし

(2) 採掘方法（該当事項を○で囲む。）

〔露天採掘〕 〔坑内採掘〕・・・・・・別紙のとおり

① 表土除去について

ア 表土の厚さ 表土 2～5 m 風化岩 10～30 m 計 12～35 m

イ 除去の方法

（ア）表土等除去前に、樹木の伐採・抜根を行う（できるだけ乾期に実施する）。

（イ）表土除去作業中の法面勾配は40度以下とする。

（ウ）表土除去範囲は採掘箇所頂端から水平距離10m以上とする。

（エ）表土除去は、岩石採取計画の進捗に応じ、順次、先行して進めていくこととする。

（オ）除去表土は場内跡地の緑化時に客土として利用する。

それまでの間、事業計画区域内で最も流出の危険性が低く降雨の影響を受けにくい沈砂池より高い位置にある平場に堆積することとし、堆積場の面積は100㎡以内、高さは5m以内、勾配は30度以下で整形する。

周辺は仮排水路で囲み、法尻を仮柵等で抑える等土砂流出防止対策を講じることとする。

② 採掘の形式（該当事項を○で囲む。）

- ア 傾斜面採掘法
- イ 階段採掘法
- (ア) 道路運搬式 (碎石採取時)
- (イ) 立坑式
- (ウ) オープンシュート式 (風化岩石採取時)
- ウ その他 ()

採掘面の傾斜 45度以下 (風化岩石) , 60度以下 (碎石)
 採掘面の高さ 5 m以下 (風化岩石) , 15m以下 (碎石)
 ベンチの幅 20m 以上

③ 保全区域

- ア 保全区域の幅 5 ~ 30 m 以上
- イ 保全区域に隣接する箇所の法面の勾配 40 度以下

(3) 採掘手段（該当事項を○で囲む。）

- [手掘り] [機械掘り]

① 手掘りによる場合の概要

② 機械掘りによる場合に使用する機械の名称, 能力, 台数

機械の名称	規格, 型式及び能力	台数	備考
クローラードリル	〇〇社, 85kg/cm ³	1	
ハンドドリル	●●社, 圧力5kgm ² /h, 1.9m ³ /min	1	
バックホー	△△社, 出力175PS, 重量22t, バック20m ³ , 70t/h	3	
ホイールローダ	▲▲社, 出力150PS, 重量20t, 50t/h	2	
ポータブルコンプレッサー	□□社, 30HP	1	

(4) 火薬の使用の有無（該当事項を○で囲む。）

- 発破 [無] 小割発破 [有] [無]

① 発破の概要（小割発破を行う場合はその概要も記入すること。）

- ア 発破は1日2回とする。
- イ 穿孔長は5 m程度とし, 穿孔径, 方向, 孔数, 1孔当たりの装薬量, 発破係数等は別に定める発破規格図に基づき実施する。
- ウ 発破方法はクローラードリル穿孔によるベンチカット発破とする。
- エ 予め危険区域を定め, 周辺住民等に周知する。
- オ 発破を行う前日には, 翌日発破する旨を示す警標を掲げ, 周辺住民等に対し予告を行う。
- カ 発破30分前に同区域へ通じる道路への立ち入りを禁止する。
- キ 発破作業開始前にサイレンを2回鳴らし, 発破終了まで警報吹鳴する。
- ク 発破20分前に見張り人を配置し, 作業員を待避させる。
- ケ 発破15分前に発破予告としてサイレンを断続的に3回鳴らす。
- コ 発破点火前にサイレンを断続的に2回鳴らし, 安全確認後点火する。
- サ 発破終了後サイレンを断続的に1回鳴らし, 終了とする。

② 発破回数 1 日に 2 回

③ 発破実施時刻

(午前) 11時 30分から 12時 00分まで (午後) 2時 30分から 3時 00分まで
 但し, 土日祝祭日は行わない。

④ 火薬類の種類及び使用量

種 別	規 格	発破1回当たりの使用予定量	年間使用予定量	備 考
爆 薬		180.00 kg	86,400.00 kg	180*2回*20日*12月
電気雷管		18 個	8,640 個	18*2回*20日*12月

(5) 破碎選別施設（該当事項を○で囲む。）

破碎選別の方法 機械選別 [手 選]

① 機械破碎選別による場合

ア 機械選別の場合の概要

発破にて採取された岩石は、バックホーやホイールローダにて場内運搬ダンプカーに積み込み、一次破碎機、二次破碎選別機を経て、各粒度別に篩い分けし集積する。

イ 使用する機械の名称、能力、台数

機械の名称	規格、型式及び能力	台 数	備 考
	別紙破碎選別系統図 参照		

※ 書ききれない場合は別紙とすること。

ウ 砕石プラントの規模 200 トン/h（1時間当たりの処理能力）

② 水洗の有無（該当事項を○で囲む。）

[有] [無]

③ 水洗の概要（該当事項を○で囲む。）

ア 1日当たりの平均使用水量 _____ m³/日

イ 使用水の処理方法 [循環使用] [直接排出]

ウ 取水源ごとの取水量

取 水 源			
取水量(m ³ /日)			

(6) 採取場内において原石、製品及び廃土又は廃石の運搬に用いる機械の名称、能力、台数

機械の名称	規格、型式及び能力	平均の台数	最大の台数	備考
タイヤショベル	〇〇社, 出力15PS バケット1.4m ³ 60m ³ /h	2	3	
ダンプトラック	●●社, 11t UD型	3	5	

5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 岩石採取場の外周 300メートル以内における土地の利用状況及び公共施設、建物等の状況

(民家及び公共施設等で主要なものについては、採取場からの距離を記入すること。)

採取計画地は、全て山林と畑である。

採取計画地外周から 100m まで民家等はないが、150m ほどのところに市上水道水揚場が、200m から 300m の中に民家が 5 件、300m ほどに 30 軒ほどの民家が点在する。

外周 400m ほどのところを 1 級河川〇〇川が南西に貫流し、流域に沿って圃場整備がされている。

当採取場に接しながら北東に国道〇〇号線、南西に一般県道●●●線が通っている。

採取計画地周辺住民及び採取場より 500m ほどのところにある〇〇少学校に対して事前に説明を行い、別添に示す「協定書」を締結しているが、なお一層、周辺住民の生活環境の保全に努めることとする。

(2) 土地の崩壊、亀裂又は陥没等

ア 予想される土地の崩壊等の態様及び範囲

土地の崩壊等が懸念される行為として発破及び岩石採掘が考えられるが、発破規格図や適正な勾配を設けた階段採掘法により行うため、通常崩壊等の懸念はないと思料される。

しかし、発破や地震、大雨、台風等異常気象により切羽の浮石の転落、斜面の亀裂、落石、崩壊等が発生する恐れがある。

イ 災害防止措置

土地の崩壊、亀裂又は陥没等に係る災害防止措置として以下の措置を講じることとする。

(ア) 日常時の点検

- ・作業開始前作業終了後、採取場内の見回り点検を実施し、崩壊、亀裂又は陥没等がないか確認する。
- ・危険箇所が確認された場合は速やかに、浮石の撤去や土砂止め仮柵を設ける等流出防止に努め地盤調査を十分に行い採掘計画を再考する。
- ・万一の異常事態に対応できるよう、土のう袋仮柵材料等を現場に常備する。

(イ) 異常気象時の点検

- ・大雨や台風時においては、作業員の安全を確保しつつ巡回を密にし、斜面の亀裂等の有無確認等採取場内の見回りを行い、特に沈砂地や水路等排水施設の点検管理を十分に行い、土砂流出対策に努める。
- ・地震発生時においては、作業員の安全を確保しつつ作業場の見回り点検を行い、特に土地の崩落や斜面の亀裂等の有無確認を重点的に行う。
- ・台風通過後や大雨警報解除等異常気象状況が落ち着いた場合は、速やかに採取場内の見回り点検を実施し、崩壊、亀裂又は陥没等がないか確認する。
- ・危険箇所が確認された場合は速やかに、浮石の撤去や土砂止め仮柵を設ける等流出防止に努め地盤調査を十分に行い採掘計画を再考する。

(ウ) その他

- ・異常発見時には業務管理者を中心に対処検討し、関係機関への連絡・報告等を行う。
- ・保全区域境や隣接地境には境界杭を設置し、重機使用時においても判別しやすいようロープ等で境界ラインを明確にし侵犯しないように管理する。
- ・表土除去範囲は採掘箇所頂端から水平距離 10m 以上とする。
- ・採掘方法は採石技術指導基準に則り、採掘規格図に即して採掘面の傾斜 45 (風化岩石) ~60 (砕石) 度以下を厳守する。

- ・採掘時は採掘箇所での上段下段作業は行わず、切土高（砕石時：10m、風化岩石時：5m）を超えるオープンシュートは行わない。
- ・採掘終了後速やかに緑化作業を行い崩壊防止に努める。
- ・応急仮設資材として、大型土のう袋〇〇袋、仮柵資材〇〇m分等を常時配備する。
- ・土地の崩壊が発生した場合でも場内で留めるため、採取中の平場の外周には常に防災小堤を掘り残す形で設置する。

(3) 騒音・振動

① プラント関係

ア 予想される騒音・振動発生の態様及び範囲

プラント稼働時に行う破碎作業により生じる騒音や振動の発生が予想される。

イ 騒音・振動防止措置

- ・プラント稼働時間（8時～17時）を厳守し、周辺住民の安息時間（19時～6時）は稼働しない。
- ・破碎機全体を建屋で被覆し、内壁に遮音材をはり付ける。
- ・当採取場区域は騒音規制法や振動規制法の指定地域ではないが、同法の基準を超える場合は遮音壁（土堤）や防振装置の設置等を行い基準内に抑えることとする。

② 岩石採取場関係

ア 予想される騒音・振動発生の態様及び範囲

発破や重機等運転、及び土砂等搬出時のダンプトラック走行による騒音や振動の発生が予想される。

イ 騒音・振動防止措置

- ・発破時間（11時30分から12時、14時30分から15時）、採取等作業時間（8時～17時）を厳守し、周辺住民の安息時間（19時～6時）は稼働しない。
- ・発破の際は、見張員やサイレン等で付近住民等に周知を図る。
- ・発破箇所周辺環境を勘察し、使用する火薬類の適正化を図り振動公害の防止に努める。
- ・低騒音型重機の使用や作業前整備点検の徹底等により、騒音・振動の軽減を図る。
- ・重機やトラック等の空ぶかしを禁止し、運搬車両の場内制限速度を20km以下とする。

③ 騒音規制法に基づく規制基準	地区	基準地	デシベル	該当なし
振動規制法に基づく規制基準	地区	基準地	デシベル	該当なし

④ 騒音規制法による届出の有無（該当事項を○で囲む。）

[有] [無] 特定施設の名称 ()

振動規制法による届出の有無（該当事項を○で囲む。）

[有] [無] 特定施設の名称 ()

(4) 粉じん

① プラント関係

ア 粉じん発生の態様及び範囲

破碎機等の運転に伴い生じる粉じんが、風向によっては付近民家や水田等に飛散することが予想される。

イ 粉じん発生防止措置

- ・破碎機等については、サイクロン、バックフィルター式集じん機を設置し集塵する。
- ・第1次、第2次クラッシャーには散水、噴霧装置を設置し粉じん飛散を防ぐ。
- ・ベルトコンベアー、ふるいは鉄板で被覆し、粉じん飛散を防ぐ。

・稼働時間（8時～17時）を厳守し、周辺住民の安息時間（19時～6時）は稼働しない。

② 岩石採取場関係

ア 粉じん発生の態様及び範囲

発破や重機等運転、及び土砂等搬出時のダンプトラック走行並びに一時堆積場から生じる粉じんが風向によっては付近民家や水田等に飛散することが予想される。

イ 粉じん発生防止措置

- ・稼働時間（8時～17時）を厳守し、周辺住民の安息時間（19時～6時）は稼働しない。
- ・穿孔作業の際は、適宜散水を行い、粉じん飛散を防ぐ。
- ・乾燥時は必要に応じて発破前に散水する。
- ・強風時には採取作業を中止し、粉じんの飛散を抑える。
- ・搬出道路は砂利又はアスファルト舗装を行い、乾燥時には散水を行う等、運搬車両車輪に付着の土砂を場外に流出しないよう努めるほか、場内制限速度を20km以下とし、粉じんの発生軽減に努める。
- ・出入口には清掃員兼務の誘導員を配置し、随時採取場周辺の道路及び道路側溝の清掃を行い、粉じんの発生軽減に努める。
- ・出入口及び採取場周辺に防塵ネットを設置し、採取場外への粉じん飛散を防止する。

③ 大気汚染防止法による届出の有無（該当事項を○で囲む。）

有 無 特定施設の名称（一般粉じん発生施設 届出済）

(5) 飛石

ア 予想される飛石発生の態様及び範囲

発破時に生じた飛石が付近の水田や河川に影響することが予想される。

イ 飛石発生防止措置

- ・発破の際は、別に定める発破規格図に基づき実施する。
- ・発破箇所周辺環境を勘察し、使用する火薬類の適正化を図り飛石の防止に努める。
- ・飛石防止網で岩石を覆う等の措置を講じる。
- ・ブラスティングマットや古畳等により火薬の装填孔を覆い、鉄砲を防止する
- ・予め危険区域を定め、見張員やサイレン等で付近住民等に周知を図る。
- ・発破時間（11時30分から12時、14時30分から15時）を厳守する。

(6) 廃土又は廃石の流出

ア 予想される廃土又は廃石の流出の態様及び範囲

廃土廃石は場内跡地の緑化時に客土と利用するため、それまでの間、一時堆積する。

イ 廃土又は廃石の流出防止措置

- ・堆積場の設置にあたっては、事業計画区域内で最も流出の危険性が低く降雨の影響を受けにくい、沈砂池より高い位置にある平場に堆積することとし、堆積場の面積は100㎡以内、高さは5m以内、勾配は30度以下で整形する。
- ・周辺は仮排水路で囲み、法尻を仮柵等で抑える等土砂流出防止対策を講じることとする。
- ・記録簿を作成し、土留施設、排水施設、勾配の状況等定期的な点検及び管理を実施し、記録を保存して、堆積場の適切な維持管理を行う。

(7) 汚濁水等の流出

① プラント汚濁水

(ア) 汚水発生量及び水質	_____ m ³ /日	浮遊物質量	_____ mg/ℓ
(イ) 排出水の水量及び水質	_____ m ³ /日	浮遊物質量	_____ mg/ℓ

(ウ) 流出防止措置及び取物の処理方法

採石プラントでは水洗を行わないため、プラントを起因とした汚濁水等は発生しない。

② 降雨による場内通過汚濁水

(ア) 汚水発生量及び水質 **((イ)*1.05 相当)** m^3/S 浮遊物質量 mg/l

(イ) 排出水の水量及び水質 **(排水設計計算値)** m^3/S 浮遊物質量 $100 mg/l$

(ウ) 流出防止措置

- ・採取中採取後問わず、汚濁水が直接場外へ流出しないよう沈砂地等に一時集水し、沈砂してから放流する。
 - ・掘削予定面積に合わせ、採取前に先行して仮排水路や仮沈砂地を設ける（汚濁水**(排水設計計算値)** $m^3/s \cdot ha$ ）。
 - ・仮沈砂池の規模は、1 ha あたり裸地換算で表面積〇〇 m^2 、水深〇〇m（余裕水深〇〇m **(水深の8割相当)**、再懸濁防止水深1 m、堆積高〇〇m）とする。
 - ・採取中は、〇ヶ月に1回以上浚渫し汚濁水流出を防止に努めることとするが、必要であれば設定した浚渫頻度に係らず随時浚渫する。
 - ・採取終了時には排水路や沈砂地を配し場外への汚濁水の流出を防ぐ。
 - ・採取終了後は、設置した排水路や沈砂地を適正な維持管理に努め、〇ヶ月に1回に浚渫を行う等、汚濁水の流出を防止する。
- なお、必要であれば設定した浚渫頻度に係らず随時浚渫する。
- ・汚濁水流出を防ぐため、採取中の平場の外周に防災小堤を掘り残しながら施工する。
 - ・万一、土砂が流出した場合、流出土砂を直ちに撤去したうえで関係者と連絡を取り合い、再流出のないよう必要な対策を講じる。

③ 場内ゆう水、沢水及び山腹水

(ア) 発生水量 I 場内ゆう水 m^3/S II 沢水 m^3/S III 山腹水 m^3/S

(イ) 排出水の水量及び水質 m^3/S 浮遊物質量 mg/l

(ウ) 流出防止措置（場内貫流による汚濁防止のため設置した施設等）

採取場内には、ゆう水等生じない。

④ 水質汚濁防止法による届出の有無（該当事項を○で囲む。）

〔有〕 **〔無〕** 特定施設の名称（ ）

(8) 採取場外への原石、製品及び廃土又は廃石の運搬に用いる機械の名称、能力、台数

運搬の際に使用する車両については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」に基づき届出を行った車両を使用する。

① 搬出方法

運搬の主体	運搬車の名称、規格、型式及び能力	平均台数	最大台数	備考
自 社	10tダンプトラック	10	15	使用台数 (搬出入等延べ台数は *2)
請 負	10tダンプトラック	5	10	

② 搬出に伴う災害の防止措置

・運搬時間帯は採取等作業時間（8時～17時）を厳守するが、なお、通学及び通勤時間帯を避ける。

また、安息時間帯の運搬は行わない。

・土砂積載量は車両の法定積載量を遵守するが、過積載防止のため、トラックの自重計において検量を行い、厳重に管理する。

また、採取物の単位重量（t/m³）を管理し、1バケットあたりの積載量を杯数により積む側での管理を行う。

・運搬車両車輪に付着した採取場内泥土を採取場外に流出しないよう、以下の対策を講じる。

●採取場出入口付近に乾式タイヤ洗浄場（スパッツ）を設ける。

●搬出道路には砂利敷き又はアスファルト舗装を行う。

●乾燥時には散水を行う。

●場内制限速度を20km以下とし、粉じんの発生軽減に努める。

●出入口には清掃員兼務の誘導員を配置し、随時道路清掃を行い、粉じんの発生軽減に努める。

●積込土砂の表面には運搬車両に装備している自動開閉シートを被覆し走行中の土砂飛散を防止する。

・公道上でのトラックの待機の禁止、クラクションによる運転手間の挨拶は禁止する。

・工事関係者に毎月1回以上、事故防止に関する教育を行い、交通事故防止を徹底する。

・地域住民から苦情等が発生した場合は、速やかに原因を調査し対策にあたり、経過等状況報告を関係機関にも報告する。

(9) 採掘終了時の措置

① 保全区域の崩壊防止

・隣接地山林等保全区域は5～30m以上残置する。

・保全区域に隣接する表土を除去した法面の勾配は40度以下とし、法切り及び土羽打ちや締固めによる整形等を行う。

・保全区域に隣接する表土を除去した法面には種子吹付と木本を併用し、可能な限り植栽を行う。

・残壁が概ねできあがり次第（2～3段毎）、緑化をその都度施工し、土砂流出及び崩壊防止に努める。

② 残壁の措置及び跡地の処理

ア 残壁

・採掘終了時の残壁は斜面崩壊防止のため、残壁法面と小段水平面との勾配を60度以下とし、残壁については高さ10mごとに幅4mの小段を設け、残壁斜面平均勾配を60度以下とする。

・浮き石等転落の可能性がある岩石が確認された場合は、除去及び転石等防止ネットを設置する。

・残壁法面には種子吹付と木本を併用し、小段水平面には苗木植樹を行い、緑化を実施する。

・残壁が概ねできあがり次第（2～3段毎）、緑化をその都度施工し、土砂流出及び崩壊防止に努める。

イ 採掘跡地

・事業用地として利用する一部平場については、ブルドーザー等で掘削面の仕上げを行い、開発行為等別法令により認められた排水施設整備を行う。

・その他の平場については、樹種〇〇（樹高1.00m、2,000本/ha）を植栽し、緑化を行う。

・できあがり次第緑化をその都度施工し、土砂流出に努める。

③ 人に対する危害防止

- ・採取場内残壁箇所及び沈砂地周辺には、トラロープによる囲い及び危険標識を設置し、転落事故等防止に努める。
- ・採取残壁の外周には、転落防止柵を設置する等転石防止に努める。
- ・採取場への出入り口はバリケード等設置し、関係者以外の立入を禁止する。

6 岩石の賦存の状況（推定賦存量計算書を添付すること。）

(1) 掘採区域及びその周辺の地形、地質、採取しようとする岩石の走行、傾斜、厚さ等について採取事業区域は〇〇〇系の粘板岩が塊状に分布している。

その上に、●●●系の火山灰等が△～▲mほど堆積している。

賦存状態は南北約 1,000m、東西 500m、走行 20 度w、傾斜 55 度wである。

(2) 推定賦存量 200,000 m³（採取期間 20 年分）

7 廃土又は廃石の堆積方法及び脱水ケーキの処理方法

廃土廃石は堆積させず随時搬出するが、やむを得ない状況により一時堆積を行う場合がある。

堆積場を設置する場合は、採取場内で最も流出の危険性が低く降雨の影響を受けにくい平場に設置する。

堆積面積は 100 m²以内、高さは 2 m以内、勾配は 30 度以下とし、周辺には流出防止のため、土留め工や土水路を設ける。

堆積場を設置した場合は記録簿を作成し、土留施設、排水施設、勾配の状況等定期的な点検及び管理を実施し、記録を保存して、堆積場の適切な維持管理を行う。

8 従業員の状況

(1) 従業員数 10 人

(内 訳) ① 採取関係 3 人 ② 破碎選別関係 2 人
 ③ 輸送関係 4 人 ④ 事務関係 1 人

(2) 資格等の充足状況

① 採石業務管理者	<u>1 人</u>	② 火薬類取扱保安責任者	<u>1 人</u>
③ 公害防止統括責任者	<u>1 人</u>	④ 公害防止管理者	<u>1 人</u>
⑤ 掘削作業主任者(地山・採石各々)	<u>2 人</u>	⑥ 安全衛生管理者	<u>1 人</u>
⑦ 第2種電気取扱検定合格者	<u>1 人</u>	⑧ 安全運行管理者等	<u>1 人</u>
⑨ 車両系建設機械運転技能者	<u>1 人</u>	⑩ その他	<u>人</u>